

試験範囲外

『2. 私的所有と市場社会』の
「商品交換の原理」への補足

[Ex.2.2] 形式的平等

交換過程の第二の契機としての

参考

平等

- 利害の一致に基づいて、
どちらが損をするのでもなく、
上下の別ない
対等なパートナーシップを形成する。
- 1. 価値的に見ると、どちらも損得していない。
∴ 互いに等価物どうしを交換したから
- 2. 使用価値的に見ると、どちらも満足している。
∴ 互いに
不要なものを手放して、
必要なものを入手したから

参考

逆に、もし平等が不成立だと...

- 例えば殿様と百姓とは平等ではない。
- 殿様は身分上、法的・政治的に百姓から
一方的に年貢を徴収する権利を持っている。
↓ それゆえに
- 殿様は百姓から米を買わない。
↓ すなわち
- 商品交換は成立しない。

参考

この平等の形式性

- 実質的に（本当に）平等なのかどうかは、
市場の内部ではわからない。
- 例えば会社（法人）と
その従業員（個人）とでは、
経済力に根本的な不平等がある。
- しかし、そうだとすると、
それは市場の外部での事情である。

参考